

# 静岡地方法務局

## 令和8年度個別業務説明会の御案内

静岡地方法務局では、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の第1次試験を受験された方を対象に、以下のとおり個別業務説明会を実施します。

法務局の業務に興味のある方はもちろん、国家一般職の志望官庁が決まっていない方、法務局について初めて知る方も是非御参加ください。

### 1 実施日時

第1回	6月15日(月)	13:30 ~ 15:30
第2回	6月19日(金)	13:30 ~ 15:30

※業務説明会は、2時間程度を予定しています。

会場の都合上、定員に限りがあります。参加希望者が多数の場合には、受付期間中にかかわらず締め切らせていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います（その場合には、静岡地方法務局HP掲載及び個別連絡によりお知らせします。）。

### 2 実施会場

静岡地方法務局本局

（静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎2階総務課）



### 3 予約方法・受付期限

- 参加予約は、原則Eメールにより受け付けます。受付期限までに以下の要領で【件名・本文】を記載の上、送信してください。
- 受付後、予約完了の旨及び参加していただく日時を、送信元のEメールアドレスに連絡します（予約申込みメール送信後、閉庁日を除いておおむね2日以内に当局からの連絡がない場合は、お手数ですが、当局総務課人事係までお電話願います。）。
- 日程調整等のため、電話をすることがありますので御了承願います。

送信先メールアドレス	shizuoka-koyou@moj.go.jp	
【件名】	業務説明会予約	
【本文】	1 氏名、ふりがな、電話番号(なるべく平日昼間に連絡がつくもの) 2 受験地、受験番号 3 参加希望日	
受付期限	第1回	6月10日(水)午後 3時まで
	第2回	6月16日(火)午前12時まで

## 4 持ち物

筆記用具

## 5 説明会の内容(予定)

- 法務局の業務説明（法務局の役割や、日々どのような業務を行っているかを紹介します。）
- 若手職員との座談会（実際に勤務している若手職員が、仕事のやりがいや職場の雰囲気、官庁訪問時の体験談などについて、皆様からの質問にお答えします。）
- 官庁訪問の案内（官庁訪問の日程や流れなどについて説明します。）

## 6 採用活動

- 静岡地方法務局は、東京法務局管区に属しますが、採用活動は静岡地方法務局のみで実施します。
- 法務局は、法学部以外の学部・学科出身者も多く採用しています。入局後の研修制度も充実しておりますので、法律を専門的に学んでいない方でも安心して業務に取り組むことができます。

## 7 その他

- 業務説明会への参加の有無は、今後の採用活動に一切の影響を及ぼしません。
- 本説明会とは別に、人事院中部事務局が主催する「2026年度官庁合同業務説明会（東海・北陸地区）」（6月20日（土））に静岡地方法務局も参加予定です（オンライン・午前のみ）。参加方法等については、詳細が決まり次第、当局HPでお知らせします。
- 当局への官庁訪問を希望される方は、いずれかの説明会に御参加いただきますようお願いいたします。
- 夏季軽装期間中のため、軽装（ノー上着、ノーネクタイ）でお越してください。
- 業務説明会参加中のマスクの着用は個人の判断でお願いします。



静岡地方法務局  
マスコットキャラクター  
しずほっち

御不明な点は、以下までお気軽にお問い合わせください。

【問合せ先】

静岡県静岡市葵区追手町9-50

静岡地方法務局総務課人事係 採用担当

Tel:054-254-3555(音声案内5番)

Eメールアドレス:shizuoka-koyou@moj.go.jp



- ・法務局ってどんな仕事をしてるんだろう？
- ・法律の知識がなくて不安だなあ・・・
- ・地元で働きたいけど、県外異動はあるの？
- ・職場の雰囲気はどんな感じだろう？

人との関わりが多い！

## 国民一人一人のライフイベントに関わる業務です！

例えば・・・

- 土地・建物の所在・面積、所有者等の情報を登記簿に記録・公示して、**国民の権利と財産を守り、不動産取引を安全・円滑**に行えるようにしています(不動産登記事務)。
- 会社・法人の設立や商号、代表者等を登記簿に記録・公示して、**会社の信用維持や取引を安全・円滑**に行えるようにしています(商業・法人登記事務)。
- 外国人が、**日本国籍を取得するための手続**を取り扱っています(国籍事務)。
- 国民一人一人が平等に有する「**人権**」に関する意識を高めるための啓発活動や**人権侵害から救済する手続**を取り扱っています(人権擁護事務)。
- 国が訴えられるとき、または訴えるときに、**国の代理人**として、裁判に関係する訴訟手続を行っています(訟務事務)。

### 法律の知識は入局後に学べます！

- 法務局は、その名のとおり、仕事を行う上で数多くの法律を扱いますが、研修制度が充実しているため、**入局後に基礎から法律を学ぶことができます。**
- また、仕事を行う上で分からないことは、先輩職員が教えてくれますので、**入局前に法律の知識がなくても大丈夫です！**

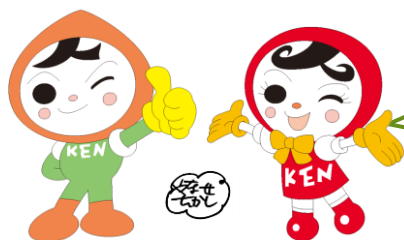
### 基本的に県内異動です！

- 法務局は、都道府県単位で設置されているので、静岡地方法務局で採用された場合は、**基本的に2年～3年ごとに静岡県内を異動します。**
- 本人の希望により、他の都道府県の法務局や法務本省に異動することもあります。

イチオシ！

## 職場の雰囲気はこんな感じです！

- 県内出身者が多く、和気あいあいとしており、職場の雰囲気はとても**明るい**です。人権擁護事務を扱っている官庁ですので、**ハラスメントに関する職員一人一人の意識が高い職場**です。
- また、先輩後輩間で固い上下関係はなく、**とても風通しの良い職場**です！
- 近年は、若手職員を多く採用していることもあり、若手職員同士の交流も盛んにあります♪



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

まずは、業務説明会で、法務局の業務や、静岡地方法務局のことを知ってもらえればと思います。皆さんの参加をお待ちしています♪

# 所有者不明土地問題への取組

不動産登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加

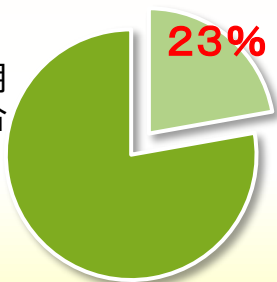


適切な管理がされず放置され  
周辺の環境が悪化



所有者の探索に時間と費用  
が必要となり  
民間取引・公共事業を阻害

所有者不明  
土地の割合



所有者が死亡して相続が  
発生しているのに登記簿  
上の名義は亡くなった人  
のまま

所有者の住所が変わっ  
ているのに登記簿上の  
住所は旧住所のまま

所有者不明土地の発生原因

相続登記の未了  
62%

住所変更登記の未了  
32%

## 相続登記義務化

- 令和6年4月から相続登記が義務化されました。
- 相続したことを知った日から3年以内の登記が法律上の義務となりました。
- 義務化前に相続したことを知った不動産についても相続登記が必要です(令和9年3月までに登記)。

## 住所・名前の変更登記義務化

- 令和8年4月から住所・名前の変更登記が義務化されました。
- 住所・名前の変更の日から2年以内の登記が法律上の義務となりました。
- 義務化前に住所・名前の変更があった場合も登記が必要です(令和10年4月までに登記)。

## 相続土地国庫帰属制度

- 令和5年4月から相続等によって取得した不要な土地を手放すことができる制度が新たに創設されました。
- 一定の要件を満たした土地について、負担金を納付すれば、土地を国に引き渡すことができ、要件に該当する土地かどうかを法務局で審査します。

相続手続を  
円滑化

## 自筆証書遺言書保管制度

- 令和2年7月から自筆で作成された遺言書を法務局で保管する制度が創設されました。
- 遺言書が法律で決められた形式になっているかを法務局で審査します。
- 遺言者が死亡したときは法務局が、相続人等に遺言書の存在を通知します。

## 戸籍証明書の広域交付制度

- 令和6年3月から本籍地以外の市区町村で戸籍証明書を取得できるようになりました。
- 必要な戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村でまとめて請求できます。
- 相続手続に必要な戸籍証明書の取得が便利になりました。



遺言書保管ガルー



戸籍制度マスコットキャラクター「コセキツネ」

法務局ではこれらの制度が国民に定着し、利用されるよう制度の周知にも取り組んでいます。



不動産登記推進キャラクター「トウキツネ」